

Insights into IFRS 16

表示及び開示

IFRS第16号は、借手及び貸手に対して、リース活動に関する情報を財務諸表に提供することを要求している。また、この情報を財務諸表の本体にどのように表示すべきか、及びどのような開示が要求されるのかについて説明している。本刊行物では、要求事項を識別し、注記開示を表示する際の考え得る方法の1つを説明する一連の設例を提供している。注記に関して、当該基準は、提供すべき情報の内容に焦点を当てる傾向があり、情報を表示する最も有意義な方法についての判断は作成者に任されている。その結果、特定の開示は私どもが選択したものと全く同じにはならない場合がある。

表示

借手について、IFRS第16号に基づいて会計処理されるリースでは以下の項目を認識することになります：

- 使用权資産及びリース負債
- (リース負債に係る) 金利費用
- (使用权資産に係る) 減価償却費

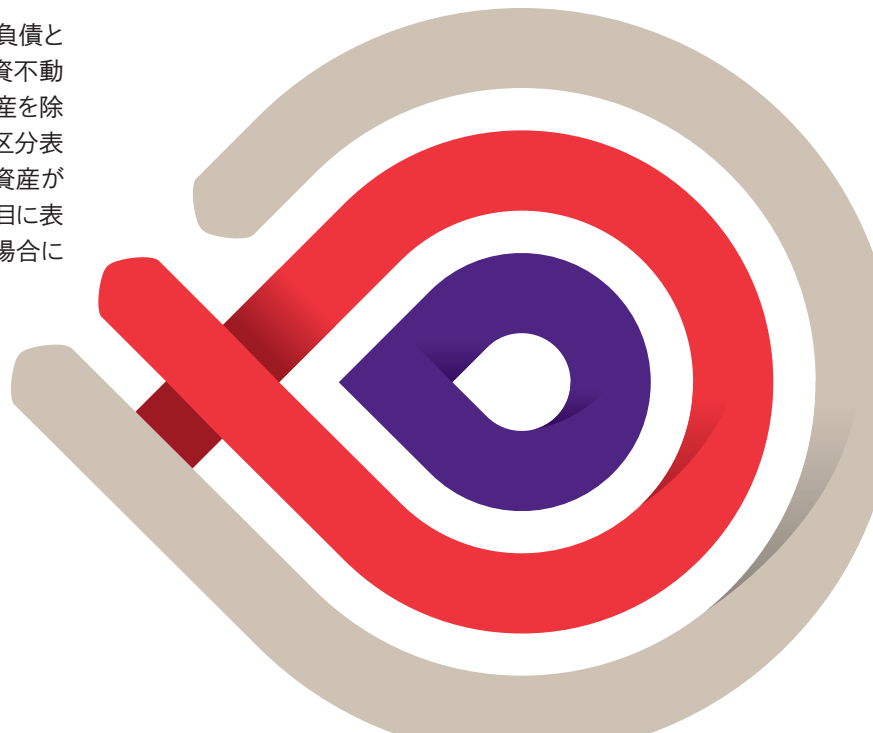
使用权資産及びリース負債は、他の非リース資産及び負債と区分して表示又は開示しなければなりません(ただし、投資不動産として表示されている、投資不動産に該当する使用权資産を除きます)。借手が使用权資産を貸借対照表の本体において区分表示しないことを選択する場合には、当該使用权資産は、原資産が自社所有であったとした場合に使用されるであろう表示項目に表示しなければなりません。すべてではないにしても、多くの場合には、有形固定資産として表示されるでしょう。

キャッシュ・フロー計算書において、リース料は以下のとおり分類されます：

- リース負債の元本部分の返済に係る金額については、財務活動として分類される。
- リース負債の金利に係る金額については、他の形態の融資に係る支払利息と同じ分類に分類される(すなわち、財務活動又は営業活動のいずれか)。
- オフバランスの会計処理を行っている短期及び少額資産のリースに係る金額、並びにリース負債に含めなかった変動支払については、営業活動として分類される。

貸手について、要求事項はIAS第17号と概ね同じものとなります：

- ファイナンス・リースについて、正味リース投資未回収額は債権として貸借対照表に表示する。
- オペレーティング・リースの対象となっている資産は、原資産の性質に応じた表示を継続する。



開示

IFRS第16号は、IAS第17号とは異なる、かつ、より広範な開示をリース活動に関して要求しています。開示の目的は、リース活動が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を評価するための基礎を財務諸表利用者に提供することにあります。この目的を達成するために、借手及び貸手は定性的情報及び定量的情報の両方を開示します。借手について、この情報は財務諸表の単一の注記又は独立のセクションで表示することが要求されます。他の注記にすでに含まれている情報は、適切に相互参照されている限り、繰り返す必要はありません。

借手の開示

開示領域	要求事項の要約
リースに関する定量的情報（一般に表形式で提供される）	<ul style="list-style-type: none">・ 使用権資産の減価償却費（原資産のクラス別に）・ リース負債に係る金利費用・ 免除規定を選択する場合には、少額資産のリース及び短期リース（リース期間が1か月以下のリースを除く）に係る費用・ 当期において短期リースについて開示された費用が、期末で契約済みのポートフォリオと大きく異なるポートフォリオから生じた場合には、当該短期リースに係るリース約定の金額（この開示要求は、短期リースに係る免除規定が選択された場合にのみ適用される）・ リース負債に含めていない変動リース料に係る費用・ サブリースによる収益・ リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額・ 使用権資産の増加・ セール・アンド・リースバック取引から生じた利得又は損失・ 報告期間の末日現在の使用権資産の帳簿価額（原資産のクラス別に）・ リース負債の満期分析・ 投資不動産の定義を満たしている又はIAS第16号に基づいて再評価額で測定されている使用権資産に関する追加的な情報
開示目的を満たすために必要な追加の定性的情報及び定量的情報	<ul style="list-style-type: none">・ リース活動の性質・ 将来キャッシュ・アウトフローに対するエクスポージャーのうち、リース負債に反映されていないもの。これには以下が含まれる:<ul style="list-style-type: none">- 変動リース料- 延長オプション及び解約オプション- 残価保証- まだ開始していないリース・ リースにより課されている制限又は特約・ セール・アンド・リースバック取引

貸手の開示

開示領域	要求事項の要約
ファイナンス・リース	<ul style="list-style-type: none">・ 販売損益・ 正味リース投資未回収額に対する金融収益・ 正味リース投資未回収額の測定に含めていない変動リース料に係る収益・ 正味リース投資未回収額の著しい変動についての定性的説明及び定量的説明・ リース料債権の満期分析・ 割引前のリース料と正味リース投資未回収額との調整
オペレーティング・リース	<ul style="list-style-type: none">・ リース収益（指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料に係る収益を区分して開示）・ 原資産に関して該当がある場合には、以下の基準における関連性のある開示<ul style="list-style-type: none">- 有形固定資産のリース（クラス別に分解）についてはIAS第16号- IAS第36号「減損」、IAS第38号、IAS第40号及びIAS第41号- リース料の満期分析
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 開示目的を満たすのに必要なリース活動に関する追加の定性的情報及び定量的情報（以下の事項が含まれるが、これらに限らない）<ul style="list-style-type: none">- リース活動の性質- 原資産に対して保持している権利に関連したリスクをどのように管理しているのか

付録

主要な仮定

下記の開示例は、以下の仮定に基づいています：

- 本例は完全な1組の財務諸表を表すものではない。
- 本付録に示されている基本財務諸表の項目名及び注記開示例はIFRS第16号によって影響を受けるもののみである。
- 本グループによるIFRS第16号の適用開始日は2019年1月1日であると仮定しており、したがって当該基準は早期適用されなかった。
- 本グループは借手であり、貸手でもある。
- 本付録は本グループに適用可能な開示のみを含んでおり、すべての考えられる種類のリース取引を想定するものではない。
- 当該基準の適用による税務上の影響は法域間で異なることが予想されるため、考慮していない。
- 本例は移行目的で作成されていないが、グループが修正遡及アプローチを用いて当該基準を適用したと仮定して、会計方針の変更に関する初年度の開示を含めている。

目次

連結財務諸表からの抜粋	4	財務諸表注記	7
連結財政状態計算書	4	1 会計方針	8
連結純損益及び包括利益計算書	5	2 新しい又は改訂された基準書又は解釈指針	9
連結キャッシュ・フロー計算書	5	3 重要な見積り及び判断	11
連結持分変動計算書	6	4 有形固定資産	12
		5 リース	13
		6 投資不動産	16
		7 ファイナンス・リース債権	17
		8 その他の負債	18
		9 減価償却費及び償却費	18
		10 財務コスト	18
		11 財務活動から生じた負債の調整表	19

連結財政状態計算書

2019年12月31日現在

(千通貨単位で表示、1株当たりの金額を除く)

IAS 1.51(c) IAS 1.51(d-e)	注記	2019年 12月31日	2018年 12月31日
	資産		
IAS 1.60 IAS 1.66-67	非流動		
IAS 1.54(a), IFRS 16.47(a)	有形固定資産	X	X
IAS 1.54(b) IFRS 16.48	投資不動産	X	X
IAS 16.67	ファイナンス・リース債権	X	X
	流動		
IFRS 16.67	ファイナンス・リース債権	X	X
	資本及び負債		
	資本		
	親会社の所有者に帰属する持分		
IAS 1.54(r)	利益剰余金	X	X
	負債		
IAS 1.60 IAS 1.69	非流動		
IFRS 16.47(b)	リース負債	X	X
	流動		
IAS 1.60 IAS 1.69	流動		
IFRS 16.47(b)	リース負債	X	X

ガイダンスノート：

IFRS第16号により、以前はオペレーティング・リースに分類され、現在は貸借対照表において使用権資産及びリース負債として資産化されているリースについて、資産及び負債が増加しています。

IFRS第16号は、使用権資産を、他の資産と区分して貸借対照表の本体又は対応する資産が自社所有であるとした場合に示される表示項目に表示することを借手に認めています。使用権資産を区分して開示しない場合には、借手は、貸借対照表のどの表示項目に使用権資産が含まれているのかを注記で開示しなければなりません。本付録は、使用権資産を、対応する所有資産とともに有形固定資産に表示しています。

IFRS第16号は、リース負債を、財政状態計算書に区分して表示するか、その他の負債（これには、借入金、買掛金及びその他の未払金並びにその他の負債が含まれます）に含めて表示することを借手に認めています。借手がリース負債を区分して開示しないことを選択する場合には、どの表示項目にリース負債が含まれているのかを注記に開示しなければなりません。本付録は、リース負債を他の負債と区分して表示しています。

連結純損益及び その他の包括利益計算書

12月31日終了年度
(千通貨単位で表示、1株当たりの金額を除く)

IAS 1.51(c) IAS 1.51(d-e)	注記	2019年	2018年
IAS 1.82(a)	収益	X	X
IAS 1.85	投資不動産の公正価値の変動	X	X
IAS 1.85	非金融資産の減価償却、償却及び減損	X	X
IAS 1.85	その他の費用	X	X
	営業利益	X	X
IAS 1.82(b)	財務コスト	X	X
	税引前利益	X	X

ガイダンスノート：

IAS第17号では、借手について、オペレーティング・リースに係る費用は短期費用として表示されてきました。IFRS第16号では、これらの費用の金額及び表示が変更されており、それらは現在、減価償却費と財務コストに分割されています。これは、税引前利益の金額に影響を与える可能性があります。ただし、費用によっては引き続き営業費用に含まれるものもあります。指数又はレートに応じて決まらない変動リース料はリース負債に含まれず、発生時にリース費用として費用処理され、営業費用に含まれます。さらに、借手が短期リース及び少額資産リースの例外を適用する場合には、これらのコストもまた発生時に費用処理されるリースに係るコストとなり、営業費用に含まれます。

その他の包括利益はIFRS第16号による影響を受けず、したがって上記に示されていません。

連結持分変動計算書

12月31日終了年度
(千通貨単位で表示、1株当たりの金額を除く)

IAS 1.51(c) IAS 1.51(d-e)	注記	資本金	資本剰余金	その他の 資本の 構成要素	利益剰余金	親会社の 所有者に 帰属する持分	非支配持分	資本合計
IAS 1.106(d)	2019年1月1日残高	X	X	X	X	X	X	X
IAS 1.106(b)	IFRS第16号の適用による 影響額	—	—	—	X	X	X	X
	2019年1月1日の調整後残高	X	X	X	X	X	X	X

ガイダンスノート：

IFRS第16号の当初適用時に、借手は2つの移行方法（全面遡及アプローチ及び修正遡及アプローチ）を選択できます。修正遡及アプローチにおいては、適用による累積的影響額は利益剰余金の調整として認識されます。この開示は、上記の持分変動計算書の抜粋において示されています。

連結キャッシュ・フロー計算書

12月31日終了年度

(千通貨単位で表示、1株当たりの金額を除く)

	注記	2019年	2018年
IAS 1.51(c)			
IAS 1.51(d-e)			
IAS 7.10	営業活動		
	税引前利益	X	X
	非資金項目の調整	X	X
	運転資本の正味変動	X	X
	営業活動からの正味キャッシュ・フロー	X	X
IAS 7.10	財務活動		
	借入金及びリース負債による収入	X	—
IFRS 16.50(a)	借入金及びリース負債の返済額	X	X
IAS 7.31	支払利息	X	X
	財務活動からの(に用いた)正味キャッシュ・フロー	X	X

ガイダンスノート：

支払リース料の元本部分は財務活動に含まれます。IAS第17号では、オペレーティング・リースに分類されたリースの場合には、支払リース料は営業活動に含まれていました。

IAS第7号は、支払利息を営業活動又は財務活動のいずれかに含めることを認めています。上記の抜粋では、支払利息は財務活動に含まれています。

短期リースに係るリース料、少額資産のリースに係るリース料又はリース負債の計算に含まれない変動リース料は、営業活動に含まれています。

IFRS連結財務諸表記載例の注記

2019年12月31日終了年度

(千通貨単位で表示、1株当たりの金額を除く)

1. 会計方針

リース資産

当グループが借手である

IFRS 16.9
IFRS 16.B9-B31
2019年1月1日以後に締結した新しい契約について、当グループは、契約がリース又はリースを含んだものであるかどうかを検討します。リースは、「資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部」とであると定義されています。この定義を適用するにあたり、当グループは、契約が以下の2つの主要な事項に該当するかどうかを判定します：

- 当該契約が特定された資産（契約で明記されるか、又は資産が当グループに利用可能とされる時点で特定されることによって黙示的に定められるもの）を含んでいる。
- 当グループは、契約に定められた範囲の中での権利を考慮したうえで、使用期間全体にわたり特定された資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有している。

当グループは、使用期間全体にわたり特定された資産の使用を指図する権利を有しています。当グループは、使用期間全体にわたり資産の「使用方法及び使用目的」を指図する権利を有しているかどうかを判定します。

借手としてのリースの測定及び認識

IFRS 16.24
リース開始日において、当グループは使用権資産及びリース負債を貸借対照表に認識します。使用権資産は取得原価で測定され、リース負債の当初測定金額、当グループに発生した当初直接コスト、リースの終了時における当該資産の解体及び除去に係るコストの見積額、及びリース開始日以前に支払ったリース料（受け取ったインセンティブを控除したもの）で構成されます。

IFRS 16.32-33
当グループは、使用権資産をリース開始日から使用権資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時のいずれか早い方まで定額法で減価償却します。また、当グループは、使用権資産に減損の兆候が存在する場合には、減損の検討を行います。

IFRS 16.26
開始日において、当グループは、リース負債を同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定します。当該リース料は、リースの計算利率（当該利率が容易に利用可能である場合）又は当グループの追加借入利率を用いて割り引かれます。

IFRS 16.27
リース負債の測定に含められるリース料は、固定リース料（実質上の固定リース料を含みます）、指数又はレートに応じて決まる変動リース料、残価保証に基づいて支払うことが見込まれる金額及び行使されることが合理的に確実なオプションから生じる支払で構成されます。

IFRS 16.36
当初測定後、リース負債は支払われたリース料によって減額し、金利によって増額します。当該負債は、見直し又は条件変更、あるいは実質上の固定リース料に変動がある場合に、そうした変動を反映するように再測定されます。

IFRS 16.39
リース負債を再測定する場合、対応する修正は使用権資産に反映され、又は使用権資産がすでにゼロまで減額されている場合には純損益に反映されます。

IFRS 16.60
当グループは、短期リース及び少額資産のリースを実務上の便法を使用して会計処理することを選択しました。使用権資産及びリース負債を認識する代わりに、これらに関する支払は、リース期間にわたり定額法で純損益に費用として認識します。

IFRS 16.47-48
財政状態計算書において、使用権資産は有形固定資産に含まれ、リース負債は買掛金及びその他の未払金に含まれています。

当グループが貸手である

IFRS第16号に基づく当グループの会計方針は、比較対象期間から変更されていません。

IFRS 16.61
当グループは、貸手として、リースをオペレーティング・リース又はファイナンス・リースのいずれかに分類します。

IFRS 16.62
リースは、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合には、ファイナンス・リースに分類され、そうでない場合には、オペレーティング・リースに分類されます。

2. 新しい会計基準

ガイダンスノート：

以下の注記の抜粋は、IFRS第16号への移行年度に適用されます。私どもは、適用開始日が2019年1月1日であると仮定したため、この注記は2019年12月31日終了年度の当グループの財務諸表に含まれます。

当グループは、以下のとおり、今年発効となった新しい会計基準を採用しています。

IAS 8.28(a) IFRS 16.C5(b) IAS 8.28(c)	IFRS第16号「リース」 IFRS第16号「リース」は、3つの解釈指針（IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判定」、SIC第15号「オペレーティング・リース－インセンティブ」及びSIC第27号「リースの法形式を伴う取引の実質の評価」）とともに、IAS第17号を置き換えています。
IFRS 16.C7 IAS 8.28(b)	IFRS第16号の適用により、当グループは、少額資産として識別されたリース又は残存リース期間が適用開始日から12か月以内のリースを除くすべての従前のオペレーティング・リースに関して、使用権資産及び関連するリース負債を認識することになりました。
IAS 8.28(d)	IFRS第16号は修正遡及アプローチを用いて適用されており、IFRS第16号の適用による累積的影響は、当期の利益剰余金期首残高の調整として資本に認識されます。比較対象期間は、修正再表示されていません。
IFRS 16.C3	適用開始日に締結されている契約について、当グループはIAS第17号及びIFRIC第4号のリースの定義を適用することを選択しており、IAS第17号及びIFRIC第4号に基づいて従前にリースとして識別されていなかった契約に対してIFRS第16号を適用していません。
IFRS 16.C10(d) IFRS 16.C8b(ii)	当グループは、IFRS第16号の適用開始日（2019年1月1日）に存在するオペレーティング・リースについて、当初直接コストを使用権資産の測定に含めないことを選択しました。また、同日において、当グループは、使用権資産を、移行日現在に存在したリース負債（前払リース料又は未払リース料について修正）と同額で測定することを選択しました。
IFRS 16.C10(b)	適用開始日に使用権資産に関する減損レビューを実施する代わりに、当グループは、リースがIFRS第16号の適用開始日直前において不利であったかどうかについての過去の評価に依拠しました。
IFRS 16.C10(c) IFRS 16.C9(a)	移行時に、過去にオペレーティング・リースとして会計処理していたリースのうち残存リース期間が12か月以内であるもの及び少額資産のリースについて、当グループは、使用権資産を認識せずに、リース費用を残存リース期間にわたり定額法で会計処理するという免除規定を選択しました。
IFRS 16.C11	過去にファイナンス・リースに分類していたリースについて、適用開始日現在の使用権資産及びリース負債を、IFRS第16号の適用開始日直前にIAS第17号に基づいて測定した金額で測定しています。
IFRS 16.C12(a)	IFRS第16号への移行時に、当該基準に基づいて認識されるリース負債に適用した追加借入利率の加重平均はX%でした。
IFRS 16.C10(e)	当グループは、リースの延長オプション及び解約オプションを検討する際に、事後的判断を使用してリース期間を算定しました。

IAS 8.28(f) 以下は、2019年1月1日における、IAS第17号からIFRS第16号への財務諸表の表示項目の調整です：

	2018年 12月31日現在の 帳簿価額	分類変更	再測定	2019年 1月1日現在の 帳簿価額 (IFRS第16号)
有形固定資産	X	X	X	X
リース負債	X	X	X	X
セール・アンド・リースバックに係る繰延利得 (流動)	X	X	X	X
セール・アンド・リースバックに係る繰延利得 (非流動)	X	X	X	X
合計	X	X	X	X

以下は、2018年12月31日現在のオペレーティング・リース約定(2018年12月31日までに財務諸表に開示されたもの)の合計額から、2019年1月1日現在で認識したリース負債への調整です：

IFRS 16.C12(b)

2018年12月31日現在で開示したオペレーティング・リース約定の合計額	X
認識の免除:	
・ 少額資産のリース	X
・ 残存リース期間が12か月以内であるリース	X
認識していない変動リース料	X
約定の開示に関する他の軽微な調整	X
	X
割引前のオペレーティング・リースに関する負債	
追加借入利率を用いた割引	X
オペレーティング・リースに関する負債	X
行使が合理的に確実な延長オプション	X
ファイナンス・リース債務(注記13)	X
2019年1月1日現在でIFRS第16号に基づいて認識したリース負債の合計	X

3. 重要な会計上の見積り及び判断

ガイダンスノート：

IAS第1号第122項では、企業は、経営者が当該企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に認識されている金額に最も重要な影響を与えているものを開示することを要求しています。さらに、IAS第1号第125項では、企業は、報告期間の末日における、将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性の主要な他の発生要因を開示することを要求しています。開示される仮定は、翌事業年度中に企業の財務業績及び財政状態に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるものでなければなりません。

IFRS第16号では、企業が特定の判断及び見積りを行うことを要求しており、重要な判断や見積りは本注記又は財務諸表における資産及び負債の注記に開示しなければなりません。重要な判断は、例えば企業が以下を行う場合、しばしば求められます：

- 契約がリースを含んでいるかどうかを判定する。
- 延長オプションを行使することが合理的に確実であるかどうかを立証する。
- 解約オプションを行使しないことが合理的に確実であるかどうかを検討する。
- 変動リース料が真に変動的であるのか、又は実質上の固定であるかどうかを判定する。
- 貸手の場合、リースをオペレーティング・リース又はファイナンス・リースに分類すべきかどうかを判定する。

見積り及び不確実性の主要な発生要因の例には、以下の事項が含まれます：

- 使用すべき適切な割引率を計算する。
- リース期間を見積る。
- 指数又はレートに応じて決まる変動リース料を見積る。

開示例を以下に示しています。これらの開示は、企業の状況にきちんと合致するように調製されなければなりません。

リースの延長オプション

企業がリースを延長するオプションを有している場合には、経営者は判断を用いて、オプションを行使することが合理的に確実であるかどうかを判定します。経営者は、リース期間を決定するのに役立つよう、自社の過去の慣行及び延長オプションを選択しない場合に当該資産を交換するために発生するコストを含む、すべての事実及び状況を考慮します。潜在的なリース料CU Xは、延長オプションを行使することが合理的に確実ではないため、リース負債に含まれていません。

4. 有形固定資産

当グループの有形固定資産及びその帳簿価額の詳細は、以下のとおりです：

IAS 16.78(a)		事務所用 建物	倉庫及び 関連設備	車両	IT機器	工場及び 機械	合計
	総額の帳簿価額						
IAS 16.73(d)	2019年1月1日残高	X	X	X	X	X	X
	IFRS第16号への移行時の調整	X	X	X	X	X	X
IAS 16.73(e)(i)	増加	X	X	X	X	X	X
IAS 16.73(e)(iii)	企業結合による取得	X	X	X	X	X	X
IAS 16.73(e)(ii)	処分	X	X	X	X	X	X
IAS 16.73(e)(iv)	再評価による増加	X	X	X	X	X	X
IAS 16.73(e)(viii)	正味の為替換算差額	X	X	X	X	X	X
IAS 16.73(d)	2019年12月31日残高	X	X	X	X	X	X
	減価償却及び減損						
IAS 16.73(d)	2019年1月1日残高	X	X	X	X	X	X
IAS 16.73(e)(ii)	処分	X	X	X	X	X	X
IAS 16.73(e)(viii)	正味の為替換算差額	X	X	X	X	X	X
IAS 16.73(e)(vii)	減価償却額	X	X	X	X	X	X
IAS 16.73(d)	2019年12月31日残高	X	X	X	X	X	X
	2019年12月31日時点の帳簿価額	X	X	X	X	X	X

上記の表示項目に含まれる使用権資産は、以下のとおりです：

IFRS 16.53(j) IFRS 16.47(a)(ii)		CU
	事務所用建物	X
	倉庫及び関連設備	X
	車両	X
	IT機器	X
	工場及び機械	X
		X

ガイダンスノート：上記の有形固定資産の注記は、使用権資産を財政状態計算書の有形固定資産に含め、注記に区分開示する例に基づいています。

5. リース

IFRS 16.59(a) 当グループは、主要な倉庫及び関連設備、事務所兼製造用建物、工場及び機械、IT機器、並びに車両のリースを有しています。短期リース及び原資産が少額のリースを除き、それぞれのリースは使用権資産及びリース負債として貸借対照表に反映されます。指数又はレートに応じて決まらない変動リース料（例えば、当グループの売上高の一定割合に基づくリース料など）は、リース負債及び資産の当初測定から除外されます。当グループは、使用権資産を首尾一貫した方法で有形固定資産に分類します（注記Xをご参照ください）。

IFRS 16.60 車両及びIT機器のリースは一般にX年からX年までのリース期間に限定されています。不動産のリースは一般にX年からX年にわたるリース期間を有していますが、ほとんどの不動産のリースは、特別な状況を除いて、X年以下に限定されることが現時点では一般に予想されます。リース料は一般に固定です。ただし、当グループは、賃料が収益に連動している1件のリース、及び賃料が年間の指数（RPI又はCPI）の変動に連動している限定的な数の不動産リースを有しています。

IFRS 16.59(c) それぞれのリースでは一般に制限を課されており、当グループが他の当事者に当該資産を転貸する契約上の権利がある場合を除き、当グループだけが当該使用権資産を使用することができます。リースは、解約不能であるか、又は実質的な解約料の発生によってのみ解約することができます。リースの中には、リースの終了時にリースの原資産を買い取るオプション又はリース期間を延長するオプションを含むものもあります。当グループは、リースの原資産の売却あるいは担保差入を禁止されています。事務所用建物や工場敷地のリースについて、当グループは、当該不動産を良好な状態に保ち、また、リースの終了時に当該不動産を原状回復しなければなりません。さらに、当グループは有形固定資産項目に保険を掛けなければならない、リース契約に従って当該項目の管理費が当グループに発生します。

IFRS 16.59 下表は、当グループのリース活動の性質を、貸借対照表に認識されている使用権資産の種類別に示しています。

IFRS 16.59(b)(ii) 使用権資産	リースされている使用権資産の数	残存期間	平均残存リース期間	延長オプション付きのリースの数	購入オプション付きのリースの数	指数に連動した変動支払であるリースの数	解約オプション付きのリースの数
事務所用建物	X	X-X年	X年	X	X	X	X
倉庫及び関連設備	X	X-X年	X年	X	X	X	X
車両	X	X-X年	X年	X	X	X	X
IT機器	X	X-X年	X年	X	X	X	X
工場及び機械	X	X-X年	X年	X	X	X	X

当グループは、X年のリースの対象となっている工場併設店を運営しており、これは倉庫及び関連設備に含まれます。すべての賃料は、当該店舗により達成される売上高のX%に基づいています。当該リース料は発生時に費用処理されます（下記の変動リース料をご覧ください）。

当グループは、ワゴン車X台に関して、残価保証を貸手に提供しています。2019年12月31日現在、当該保証による予想支払額はCU Xです。この金額は、関連する使用権資産及びリース負債に反映され、リース開始以降に当該資産に関する状況に変化が生じた兆候がある場合には、再評価されます。当該残価保証の金額に影響を与える諸要因には、市場価格の変動、ワゴン車の予想使用状況に対する実際使用状況、及びリース終了時のワゴン車の状態が含まれます。

使用権資産

IFRS 16.54 使用権資産に関する追加的な情報を資産のクラス別に示すと、以下のとおりです：

IFRS 16.53(a)(h)(j)	資産	帳簿価額 (CU)	増加 (CU)	減価償却費 (CU)	減損 (CU)
	事務所用建物	X	X	X	X
	倉庫及び関連設備	X	X	X	X
	車両	X	X	X	X
	IT機器	X	X	X	X
	工場及び機械	X	X	X	X
		X	X	X	X

IFRS 16.49(a) 使用権資産は、対応する原資産が自社所有であったとした場合に表示されるであろう表示項目に含まれます。

リース負債

IFRS 16.47(b) リース負債は、以下のとおり、財政状態計算書に表示しています：

IFRS 16.52	2019年12月31日	2018年12月31日
流動	X	X
非流動	X	X
	X	X

リース負債及び潜在的な将来のリースの解約オプションに係る金額（負債として認識されていない）に関する追加的な情報は、以下のとおりです：

IFRS 16.59(b)(ii)	使用権 資産	リース 負債 (CU)	リース負債の 一部として 認識されている リースの解約 オプション(CU)	負債として 認識されていない リースの解約 オプション (CU)	解約 オプションの 過去の 行使割合 (%)	行使が合理的に 確実であると みなされない 延長オプション付き リースの数 (No.)	延長オプションの 行使が合理的に確実 となった場合に 生じるであろう 追加的なリース負債 (CU)
	事務所用建物	X	X	X	X%	X	X
	工場敷地	X	X	X	X%	X	X
	車両	X	X	X	X%	X	X
	事務機器	X	X	X	X%	X	X
	工場及び機械	X	X	X	X%	X	X
		X	X	X	X%	X	X

延長オプション及び解約オプションの使用により、当グループがコスト及び／又は所在地の観点からより適切な敷地を識別したか、あるいは当初のリース期間を過ぎても所在地にとどまることが有利であると判断した場合に、柔軟に対応できるようになります。オプションの行使は、当グループの地域市場戦略と整合しており、当該オプションを行使することの経済的便益が予想される全体的なコストを上回る場合にのみ、行われます。

2019年12月31日現在、当グループは、まだ開始していないリース契約を有しています。まだ開始していないリースの将来キャッシュ・アウトフロー合計は、以下のとおりです：

資産の種類	CU
事務所用建物	X
倉庫及び関連設備	X
車両	X
IT機器	X
工場及び機械	X
	X

リース負債は、関連する原資産が担保に設定されています。2019年12月31日現在の割引前のリース負債の満期分析は以下のとおりです：

IFRS 16.58

	最低リース料の到来期限								合計
	1年以内	1-2年	2-3年	3-4年	4-5年	5-10年	10-25年	25年以上	
2019年12月31日									
リース料			X	X	X	X	X	X	X
金融費用			X	X	X	X	X	X	X
正味現在価値			X	X	X	X	X	X	X
2018年12月31日									
リース料			X	X	X	X	X	X	X
金融費用			X	X	X	X	X	X	X
正味現在価値			X	X	X	X	X	X	X

負債として認識していないリース料

当グループは、短期リース（予想リース期間が12か月以内であるリース）又は少額資産のリースについて、リース負債を認識しないことを選択しました。当該リースに関する支払は、定額法で費用処理されます。さらに、特定の変動リース料は、リース負債として認識することが認められておらず、発生時に費用処理されます。

IFRS 16.54

リース負債の測定に含まれていないリース料の費用処理額は、以下のとおりです：

	CU
IFRS 16.53(c) 短期リース	X
IFRS 16.53(d) 少額資産のリース	X
IFRS 16.53(e) 変動リース料(下記参照)	X
	X

IFRS 16.55

2019年12月31日現在、当グループは短期リースを契約しており、同日現在の約定金額の合計はCU Xでした。

IFRS 16.59(b)(i)

関連するリース負債が認識されていない変動リース料は、発生時に費用処理され、原資産の使用による収益に基づく賃料、車両の走行予定距離超過による超過料金並びに工場及び機械の追加使用料金が含まれます。

変動リース料に関する追加的な情報は、以下のとおりです：

変動支払の種類	契約数	…のX%増加による影響	費用の増加 (CU)
車両の走行予定距離超過による超過料金	X	距離	X
収益に基づく工場併設店の賃料	X	収益	X
工場及び機械の追加使用料金	X	使用時間	X

上記の変動リース料は一般に貸手によって要求されますが、このような契約は、資産の実際使用量が予想使用量を上回らない可能性が高い場合には、費用対効果が非常に高くなる可能性があります。当期において、上記のリースに関する変動リース料は、固定リース料総額に対してX%でした。

店舗の収益に基づく賃料は、販売される製品に対する需要と相関しています。当該店舗で販売される製品は主に2級品ですが、多くの場合に、製造工程の改良又はインターネット上での販売が活況なこともあり、2級品の入手は限定的です。

追加的な純損益及びキャッシュ・フロー情報

	CU
IFRS 16.53(f) 事務所敷地のサブリースによる収益	X
IFRS 16.53(g) 当年度におけるリースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額	X
IFRS 16.53(i) セール・アンド・リースバック取引から生じた(利得)/損失	X

リース負債に係る金利費用については、財務コスト（注記X）をご参照ください。

セール・アンド・リースバック取引

当期にセール・アンド・リースバック取引は行われませんでした。なお、IFRS第16号の適用前に行ったセール・アンド・リースバック取引の詳細については、その他の負債の注記（注記X）をご参照ください。

6. 投資不動産

IAS 40.5 投資不動産にはEU及び米国の不動産が含まれており、それらは賃貸収益及び資本増価のために所有されています。

注記Xは、投資不動産の公正価値がどのように算定されたのかを示しています。

IFRS 13.93(a),
IAS 40.76

帳簿価額の変動は、以下のとおりです：

	2019年	2018年
1月1日時点の帳簿価額	X	X
増加額:		
IAS 40.76(a) - 企業結合を通じたもの	X	X
公正価値の変動:		
IAS 40.76(d) - 正味の利得	X	X
IAS 40.76(e) - 正味の為替換算差額	X	X
公正価値変動の合計	X	X
12月31日時点の帳簿価額	X	X

IAS 40.75(g) 評価額がCU Xの投資不動産は、関連する借入の担保として差し入れられています（2018年：CU X）。

IAS 40.75(f)
IFRS 16.92(a)
IFRS 16.90(b) 投資不動産はオペレーティング・リースにより第三者にリースされているか、又は借手がないかのいずれかです。賃貸収益CU X（2018年：CU X）は収益に表示しており、指数又はレートに応じて決まらない変動リース料CU X（2018年：CU X）を含みます。直接営業費用CU X（2018年：CU X）はその他の費用に計上しており、そのうちCU X（2018年：CU X）は、賃貸収益を生み出さなかった借手がない不動産において発生しています。

IFRS 16.92(b) 当グループが原資産に対して保持している権利に関連したリスクは重要ではないと考えていますが、当グループは、これらのリスクを最小限にするための戦略を採用しています。例えば、リース期間中に不動産が過度に消耗・摩耗した場合、当グループに補償することを借手に要求する条項をすべての契約に含めるようにすることなどです。

IFRS 16.92
IFRS 16.97 リース契約はすべて、リース開始から8年間にわたり解約不能です。将来の最低リース料は、以下のとおりです：

IFRS 16.97	期限ごとの最低リース料						合計
	1年以内	1-2年	2-3年	3-4年	4-5年	5年超	
2019年12月31日	X	X	X	X	X	X	X
2018年12月31日	X	X	X	X	X	X	X

7. ファイナンス・リース債権

ファイナンス・リース債権は、以下のとおり財政状態計算書に表示しています：

	2019年12月31日	2018年12月31日
流動	X	X
非流動	X	X
	X	X

ファイナンス・リース契約

当グループは、ファイナンス・リースであるとされたさまざまなリース契約を貸手として締結しています。当グループは、工場及び機械をリースしており、当該資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しているため、それらはファイナンス・リースに分類されます。

IFRS 16.94 リース債権の満期分析（割引前の受取リース料を含む）は、以下のとおりです：

	2019年12月31日	2018年12月31日
1年未満	X	X
1-2年	X	X
2-3年	X	X
3-4年	X	X
4-5年	X	X
割引前の受取リース料の合計	X	X
未稼得金融収益	X	X
正味リース投資未回収額	X	X

純損益情報

		2019年	2018年
IFRS 16.90(a)(i)	販売損益	X	X
IFRS 16.90(a)(ii)	正味リース投資未回収額に対する金融収益	X	X
IFRS 16.90(a)(iii)	正味リース投資未回収額の測定に含めていない変動リース料に係る収益	X	X

8. その他の負債

	2019年12月31日	2018年12月31日
繰延利得	—	X
その他	X	X
その他の負債—流動	X	X
子会社の取得に係る条件付対価	X	—
繰延利得	—	X
その他の負債—非流動	X	X

IFRS 16.C18
IFRS 16.59(d)

繰延利得は、20XX年における事務所兼製造用建物のセール・アンド・オペレーティング・リースバックに関するものです。IFRS第16号の適用前において、公正価値を超えて受け取った収入は繰り延べ、X年のリース期間にわたり償却していました。当期にIFRS第16号を適用した時に、リースバックした建物（注記X）について使用権資産を認識し、繰延利得の残高は当該資産の帳簿価額から控除しました。2018年に、繰延利得の償却としてCU Xを純損益に認識しました。

9. 減価償却費及び償却費

減価償却費及び償却費は、以下で構成されます：

	2019年	2018年	
IFRS 16.53(a)			
	有形固定資産の減価償却費	X	X
	使用権資産の減価償却費(注記X)	X	X
	減価償却費合計(注記X)	X	X
	無形資産の償却費(注記X)	X	X
		X	X

10. 財務コスト

IAS 7.44A

報告期間の財務コストは、以下で構成されます：

	2019年	2018年	
IFRS 7.20(b)			
	償却原価で測定される借入金の金利費用：		
	劣後特約付き株主ローン	X	X
	償却原価で測定されるその他の借入金	X	X
		X	X
IFRS 16.49 IFRS 16.53(b)	リース契約に係る金利費用	X	X
	金利費用合計	X	X

11. 財務活動から生じた負債の調整表

財務活動から生じた当グループの負債の変動は、以下のとおり分類できます：

	長期借入金	短期借入金	リース負債	合計
2019年1月1日	X	X	X	X
IFRS第16号の適用	X	X	X	X
2019年1月1日(調整後)	X	X	X	X
キャッシュ・フロー:				
- 返済	X	X	X	X
- 収入	X	X	X	X
非資金:				
- 公正価値	X	X	X	X
- 増加したリース負債との引き換えによる 使用権資産の増加			X	X
- 分類変更	X	X	X	X
2019年12月31日	X	X	X	X

IAS .744(a)

	長期借入金	短期借入金	リース負債	合計
2018年1月1日	X	X	X	X
キャッシュ・フロー:				
- 返済	X	X	X	X
- 収入	X	X	X	X
非資金:				
- 公正価値	X	X	X	X
- 増加したリース負債との引き換えによる 使用権資産の増加			X	X
- 分類変更	X	X	X	X
2018年12月31日	X	X	X	X

IAS .744(a)

お問い合わせ

IFRS第16号について詳述している本刊行物に示した情報が、皆様のお役に立てれば幸いです。私どもが提起した点についてご検討されたい場合には、各国のグラントソントンの窓口にお問い合わせ下さい。あるいは、www.grantthornton.global/locationsにアクセスいただき、各国のメンバーファームをご確認下さい。



Grant Thornton

www.grantthornton.jp

© Grant Thornton Taiyo LLC

"グラントソントン"は、保証、税務及びアドバイザー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド(GTIL)とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。